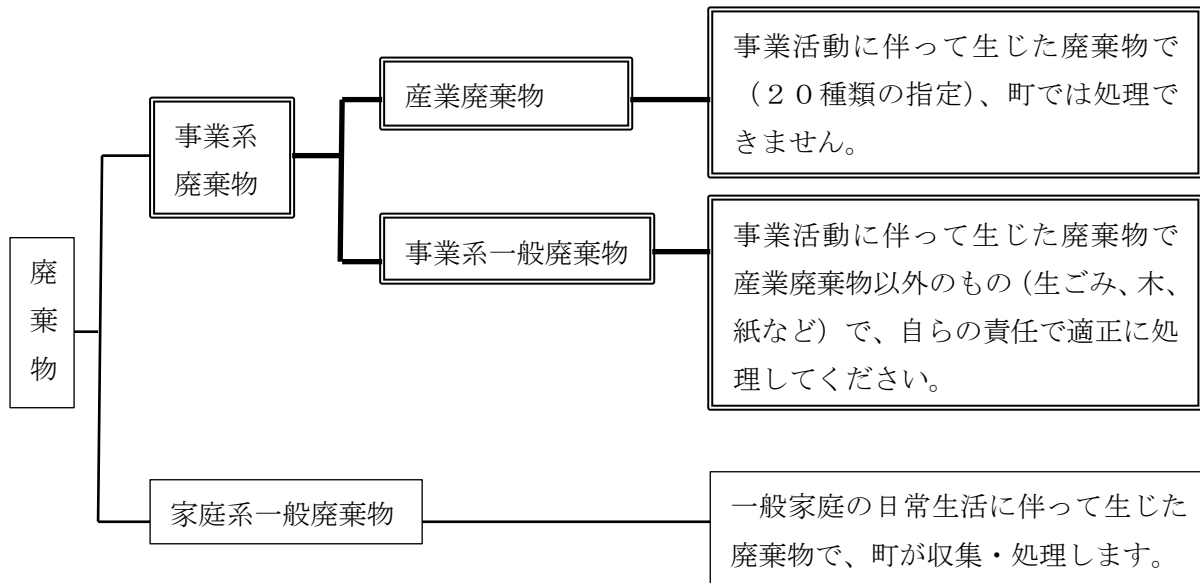


事業所で排出されるごみの処理について

事業所から排出される廃棄物は、家庭から排出される廃棄物とは処理の方法が違います。見た目は同じであっても、事業所から排出される廃棄物は、自らの責任で適切に処理していただくこととなっております。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)第3条)

事業所とは…

事務所、商店(スーパーマーケット、コンビニ、花屋、魚屋など)、飲食店、ホテル(旅館、民宿含む)、遊技場、銀行、工場、農業、お寺、病院など



自らの責任で適正に処理とは…

事業系の廃棄物は、町内会等が管理する「燃えるごみ及び資源物のごみ集積所」へ出すことはできません。

事業系一般廃棄物(生ごみ、木製家具、紙など)の処理の方法は次のとおりです。

- (1) 事業所の職員が、羽咋郡市広域圏事務組合リサイクルセンター(クリンクルはくい)へ直接持込みする(使用料が発生します)。
- (2) 廃棄物処理法第7条に基づき志賀町が許可した一般廃棄物収集運搬・処分業者に委託する(運搬及びごみの持込みに対する費用が発生します)。

※ 古紙や空缶などの有価物は、再生利用業者へ引き渡すことができます。

再生利用業者は、石川県資源循環推進課のホームページで探すことができます。

産業廃棄物の処理方法は、石川県が許可した産業廃棄物収集運搬・処分業者に処理を依頼してください。運搬及び処理に対する費用が発生します。クリンクルはくいでは処理できません。

産業廃棄物収集運搬許可業者は、石川県資源循環推進課のホームページで探すことができます。

(問合せ先 石川県資源循環推進課 076-225-1474)

古紙リサイクルなど、ごみの分別と減量化にご協力をお願いします。